

「生きづらさ」

教育学部2年 ニノ宮裕大

社会認識・理想社会像・問題意識

現代日本は個人主義社会である。個人主義とは、個人の尊厳を重視する考えであり、そこでは「個性」といった個人の持つ特質が重んじられる。戦後に始まるグローバル化による多様な価値観の流入と、1970年代後半に始まる成熟化による多様な価値観を受け容れる土台が築かれたことにより、多様な価値観を認める人権思想に基づく価値観が席捲したため、個人主義は進行した。

以上の潮流の進行は、社会に多大なる影響を与えた。例えば1980年代後半に成立した男女雇用機会均等法は、女性であるという「個性」を重んじるために成立した。また、1990年代に成立した障害者自立支援法も「個性重視」の文脈で支持されたものである。この様に、日本社会においては重視される「個性」の範疇は日々、拡大しつつある。

翻って日本経済はグローバル化による新興国の工業化と90年代初頭のバブル崩壊による景気の低迷によって企業は、人件費のカットを強いられたため、正規雇用を削減し非正規雇用を拡大した。その結果、正規雇用と非正規雇用の間で賃金格差が生じた。そして、非正規雇用の比率は年々増加傾向で、2014年末には過去最大の数値を記録し、その格差はなおも拡大を止めない。また、成熟化による産業構造の高度化によって、第二次産業が1980年代以降、第三次産業が1990年代以降成長を続けた。その結果、若者は地域社会を離れて都市部で成長産業に従事し、そこで家庭を持つという核家族化が進行した。それにより、地縁、血縁に基づく繋がりが希薄になった。以上の個人主義の進行、賃金格差と繋がりの希薄化の中で、就労ができず貧困に陥る若者が増加している。

私の理想社会像は「許される社会」である。許される状態とは、行動において主体的決定が可能なことである。主体的決定とは、自身に関わる物事を価値観に基づき決めることを指す。そこで、上記理想社会像を達成するための要件を挙げる。まず、行動の機会における均等である。これは、生まれた環境による規定を免れ、行動を可能とするためである。生まれた環境とは、個人の生得的な能力及び家庭とそれが規定するあらゆる物事である。もう一つの要件は、相互承認である。承認とは、自らが自覚する価値観を他者との交流の中で理解が示されることである。これにより、自らと他者を比較することによって、自らの価値観を変容させることができる。そして、身体・精神の成長及び環境の変化に対応させなければならないため、価値観には変容を求められる。そこで、価値観を変容させるために、社会集団に属する必要がある。そして、この社会集団は共通目的を有する、あるいは共通した価値観を有することが求められる。

以上の理想社会像を志向するにあたって、社会認識を踏まえて現代社会において求められる要件を以下に記載する。すなわち、金銭を獲得する場としての就労の機会と主体的になるために必要である学校・地域社会という社会集団への帰属である。

この理想社会像に反する問題意識は、「貧困」である。貧困とは、生活の困窮を意味する。これは単に経済的に貧しいだけでなく、社会における制度から希薄であった結果、生活が困難になる状態を指す。経済的に貧しいことは、行動の機会を狭める。社会との繋がりが希薄であることは、他者と関わることを困難にさせる。以上の理由から「貧困」を問題意識に抱く。

1.序— What is 貧困 ?—

私は入会以来、失業者・ワーキングプア問題、教育格差問題、不登校問題を問題意識とし、それぞれ研究を行ってきた。これら一つ一つの問題は別箇とした根深い問題であるが、上記各々の問題は全く異なる場所で生じているのではなく、頻繁に交錯していることは疑い得ない。これら問題の共通項として存在するのは社会的貧困（社会的排除）と経済的貧困である。そこで、本レジュメでは、「貧困」と「社会的排除」の両者を筆者の問題事象「貧困」として取り扱う。

1-1.経済的貧困

絶対的貧困

食料、医療等、人々が生活するために必要なものはその社会全体の生活レベルに関係なく決められるものとし、その必要なものが欠けている状態を示す概念である。

所得格差が大きい場合でも、最も低所得の世帯の収入が十分に生活可能な水準ならば絶対的貧困は存在しないことになる。所得格差が存在しない場合でも、全ての世帯で収入が十分に生活可能な水準を下回る場合には、全世界帯が絶対的貧困状態にあることになる。

相対的貧困

人として社会に認められる最低限の生活水準は、その社会における通常的生活水準からそれほど離れていないことが必要であることから、それ以下の生活水準を貧困と定義したものである。所得格差の程度と相対的貧困率の水準には相関があり、一般的には、所得格差が拡大すると、貧困率が上昇する。

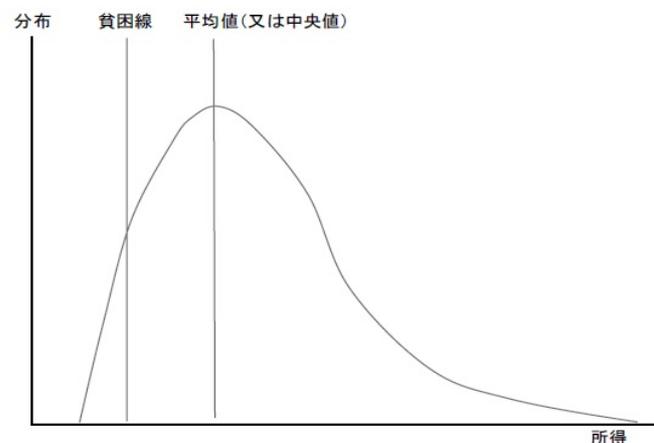
現在、先進諸国において貧困線は、通常、OECD 基準の世帯の可処分所得の中央値の 50%以下とされる。

1-2.社会的貧困—社会的排除

社会的貧困を社会的排除と呼ぶ。社会的排除とは、個人、家族、地域、コミュニティ、国において、普通好ましいと思われる生活ができない状態、社会に参加できていない状態、社会との関係性が保てない状態のことを指す。若年層¹においても、居住、教育、保健、社会サービス、就労などのさまざまな領域から排除され、社会の周縁に位置する人々が存在する。彼らが抱える問題は、高校中退、非正規労働、生活保護受給、住居不安定（ホームレス）、シングル・マザー、薬物・アルコール依存症、結果としての自殺と多岐にわたる。彼らは、将来の展望をもちにくく孤立し、基礎的な生活基盤の獲得・保持さえも危ぶまれるという点において、類似した状態にある。

このような社会的排除の状況にある人々の経歴を見ると、彼らの多くが、幼少期から様々な生活困難を抱えている。それは児童虐待、不登校、経済的不自由など多岐にわたる。これらの生活困難は、それ自体が決定的に社会的排除に結びつくものではないものの、社会的排除となる可能性を高くする。

社会的貧困が、経済的貧困と異なるのは、経済的貧困は



1 20 歳から 39 歳

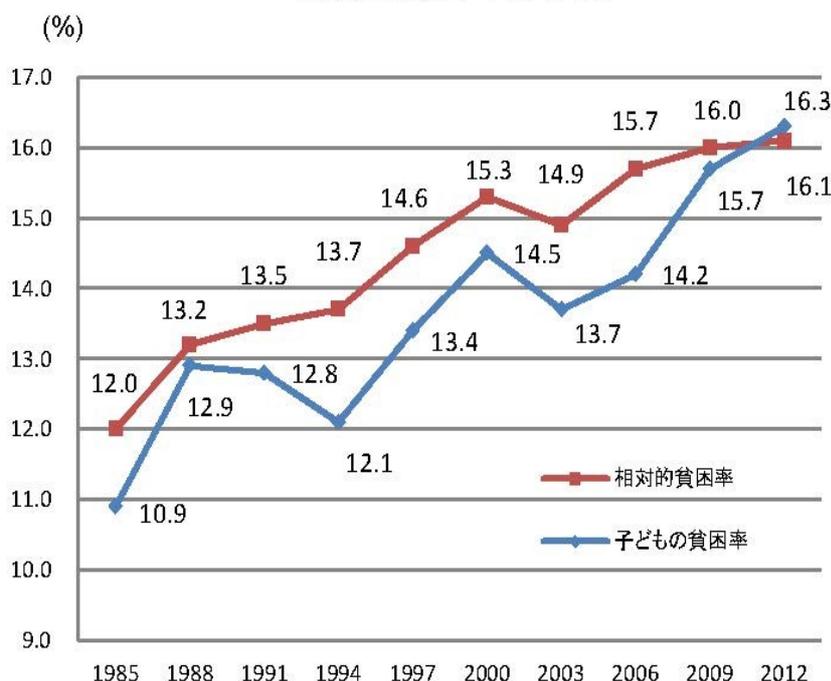
「状態」を表すものであるのに対し、社会的排除は、排除されていくメカニズムまたはプロセスを注視する点にある。すなわち、社会的排除は、社会のどのような仕組みや制度が個人を排除しているのかに焦点を当てている。

2-1-1.生活が如何に困窮しているか

右の図は日本における相対的貧困率の推移である。1985年から2012年にかけて相対的貧困率は12.0%から16.1%に上昇した。つまり、日本人の約6人に1人が貧困状態であるといえる。上記のようにこの間、景気がよい時期においても貧困率は上昇しており、貧困の増加が単に景気の動向に左右されるものではなく、より構造的な問題であることが示唆される。

中でも最も上昇のペースが速いのが子どもの貧困率であり、1985年の10.9%から、2012年には16.3%となっている。子どもの貧困とは、貧困世帯にいる17歳以下の子どもを指す。厚生労働省が国民生活基礎調査をもとに算出している。貧困の目安は、年間収入から税金や社会保険料を引いた「実際に使える金額」が4人世帯で250万円、3人で217万円。一方、学用品や給食費の支払いが困難な場合に補助を受けられる「就学援助制度」は16%の小中学生しか利用できずにいる。

相対的貧困率の推移



出所:厚生労働省(2011,2014)「平成22年、平成25年 国民生活基礎調査 結果の概要」

2-1-2.「等価可処分所得」

ただし、上記の分析方法には問題がある。ここでは可処分所得を低い順から順に並べていく際に「等価可処分所得」を採用している。世帯の可処分所得をそのまま用いると、同額の500万円でも、単身世帯と夫婦+子ども1人から成る3人世帯とでは、生活水準が大きく異なることが見落とされてしまう。これが貧困の不可視化を招く一因となっている。

この問題に対処するためにOECDが採用しているのが「等価可処分所得」である。可処分所得の大小を比較する際に、どのように世帯員数を考慮したらよいのかを考えた場合、簡単な方法は「世帯員数1人当たりの可処分所得」を算出して比較することである。しかし、これでも十全とは言えない。なぜなら、支出額が世帯員数に比例するのは、食料費や被服・履物費などに限られており、そこにも消

費量における子どもと成人の違いや中学・高校生と高齢者の違いなどの問題が存在する。

OECDの「等価可処分所得」は、こうした「世帯員1人当たりの可処分所得」でみることから生じる問題点を克服するために、世帯の可処分所得を世帯員数の平方根で割って導くという方法をとっている。これによると、2人世帯の可処分所得は、単身世帯の1.4142倍で等価、3人世帯の可処分所得は単身世帯の1.7320倍で等価、4人世帯の可処分所得は単身世帯の2倍で等価、ということになる。つまり、実際の貧困率は政府が発表している数値が高いことが推察される。

2-2. 生活保護の観点から

日本の生活保護基準は、世帯毎に「生活保護基準」が「健康的で文化的な最低限度の生活」をおくするために当該世帯が必要とする消費額として算定され、その保護基準額と、当該世帯が稼得する収入に基づく「認定収入」の差額として生活保護給付額が給付される。1984年度以来、保護基準はおおよそ一般勤労世帯所得の7割程度に設定されている。すなわち、一般勤労世帯のほぼ中央に位置するように水準均衡方式で設定されており、相対的貧困率と生活保護基準を比較してもほぼ同値が導出される。生活保護基準額は保護世帯の困窮程度に対応するように必要即応の原則、複数の扶助や特別加算の合計額として決定される。特に、①生活扶助（日常に必要な衣料費，食料費，光熱費等）②教育扶助（義務に必要な学用品等）③住宅扶助（家賃、補修など住宅維持費）④医療扶助⑤介護扶助⑥出産扶助⑦生業扶助（業に必要な資金、職業能力開発校等の費用）⑧葬祭扶助の扶助については、被保護世帯の特性を考慮して金額が算定される。

また、生活扶助、住宅扶助、葬祭扶助は、地域別に基準が設定されている。当該地域区分は「級」と呼ばれ市町村を単位とした3つの区分と各区分内の下位2区分の全6区分からなる。次の図は世帯構成や級地にしたがつた生活保護基準額を示している。

世帯類型別生活保護受給額

(単位: 円)

	夫婦子2人世帯 (35歳・30歳・ 9歳・4歳)	障害者を含む2 人世帯(65歳・ 25歳障害者)	老人2人世帯 (68歳・65歳)	母子2人世帯 (30歳・4歳)
1級地-1	221,680	189,230	135,380	160,980
1級地-2	213,420	183,860	130,050	155,990
2級地-1	205,140	175,760	123,860	148,590
2級地-2	196,830	172,110	120,290	145,210
3級地-1	183,590	160,130	110,230	133,840
3級地-2	176,430	155,330	105,480	129,370

出典: 生活保護制度研究会, 2014. 『生活保護の手引き平成26年度版』第一法規.

しかし、現状の生活保護では貧困を救済することはできない。なぜなら、捕捉率が非常に低いからである。生活保護の捕捉率とは、生活保護基準以下の世帯で、実際に生活保護を受給している世帯数の割合のことをいう。厚労省の統計に基づく推計では捕捉率は32.1%だった。

2-3. まとめ①

以上より、問題点が導出された。

- ①日本には6人に1人、つまり約1800万人にも上る人々が相対的貧困を下回る所得である。
 - ②貧困層の内、67.9%である約1220万人が生活保護を受けておらず、生活に困窮している。
- この2点を踏まえ、以下の項では、社会的排除のメカニズムを分析する。

2-4.社会的排除指標

1. 基本ニーズ		排除率	経済的理由				参考 (OECD平均)
①食料	家族が必要とする食料が金銭的な理由で買えない (過去1年間に「よくある」「時々ある」「まれにある」)	10.3%	10.3%				10%
②衣類	家族が必要とする衣類が金銭的な理由で買えない (過去1年間に「よくある」「時々ある」「まれにある」)	19.4%	19.4%				16%
③医療	必要な時に、経済的な理由で医者にかかれない	2.2%	2.2%				10%
2. 物質的剥奪		排除率	経済的理由				参考 (OECD平均)
①耐久財	以下の10項目のうち1項目以上が「経済的に持てない」	9.9%	9.9%				
参考	テレビ	0.5%	0.5%				1%
	冷蔵庫	0.5%	0.5%				
	電子レンジ	2.1%	2.1%				6%
	冷暖房機器	1.4%	1.4%				
	湯沸し器	2.4%	2.4%				7%
	電話	2.6%	2.6%				2%
	ビデオデッキ	3.3%	3.3%				6%
	ステレオ	3.6%	3.6%				
	礼服	3.1%	3.1%				
	家族全員に十分なふとん	2.7%	2.7%				
3. 制度からの排除		排除率		仕事・家族 の理由で	健康上 の理由	その他 の理由	
①選挙の投票	「行かない」「あまり行かない」(計16.8%)のうち関心がない(9.6%)を除く	7.2%		4.0%	1.4%	1.9%	
②公的年金制度	公的年金にも個人年金にも未加入	9.2%					
③医療保険制度	公的医療保険制度にも民間医療保険も未加入	4.3%					
④公共施設・ 公共サービス	以下の公共施設・サービスのうち少なくとも1つを使うことができない	45.2%	経済的理由	地理・設備 上の理由	健康上 の理由	その他 の理由	
参考	図書館	25.4%	0.0%	11.6%	2.2%	11.6%	
	公共のスポーツ施設(公営プールなど)	32.4%	1.5%	16.1%	4.5%	10.3%	
	役所	7.6%	0.0%	2.6%	1.2%	3.8%	
	保健所	16.5%	0.0%	4.5%	2.1%	9.9%	
	公会堂・公営ホール・町内会など	14.2%	0.2%	5.1%	2.2%	6.7%	
	公園・広場	10.7%	0.2%	4.1%	2.1%	4.3%	
	公共の交通サービス(公営バス・電車など)	4.0%	0.2%	0.9%	1.0%	1.9%	
⑤ライフライン	ライフライン(電気、ガス、電話)の停止経験	7.0%	7.0%				
4. 社会関係の欠如		排除率	経済的理由				
①人とのコミュニケーション	人(家族を含む)と2~3日に1回以下しか話しをしない(電話やEメールも含む)割合	5.7%					
②交友	友人・家族・親戚に会いに行くことが経済的にできない	5.1%	5.1%				
③親戚とのつながり	親せきの冠婚葬祭への出席することが経済的にできない	3.3%	3.3%				
④社会ネットワーク	以下の6項目について「同居の家族以外に頼れる人がいない」が1項目以上	20.5%					
参考	病気の時の世話	8.1%					
	1人ではできない家の周りの仕事の手伝い	11.6%					
	転職・転居・結婚などの人生相談	8.6%					
	配偶者・家庭内でのトラブルの相談	9.7%					
	寂しい時の話し相手	5.6%					
	子どもや老親の世話と時々してくれる	14.1%					

5. 適切な住環境の欠如		排除率	経済的理由				参考 (OECD平均)
①住居の不安定	過去1年間の家賃の滞納経験	4.2%	4.2%				
②住環境	住居に関する6項目(以下)のうち3項目以上が「経済的にもてない」	3.6%	3.6%				
参考	家族専用のトイレ	1.2%	1.2%				4%
	家族専用の炊事場(台所)	1.7%	1.7%				
	家族専用の浴室	3.3%	3.3%			/	4%
	炊事場と別の洗面所	7.4%	7.4%				
	寝室と食卓が別	8.6%	8.6%				
	複数の寝室	17.3%	17.3%				
6. レジャーと社会参加の欠如		排除率	経済的理由	仕事・家族 の理由で	健康上 の理由	その他 の理由	
①旅行	泊りがけの家族旅行が年1回以下(関心がないを除く)	35.1%	16.4%	18.4%	5.0%	5.0%	
②外食	家族での外食が「月1回以下・まったくない」	37.4%					
③社会活動	以下6つの項目のうち1項目以上の欠如	66.1%	5.5%				
参考	町内会・子供会・老人会・婦人会・PTAなど	38.6%	1.7%	23.4%	5.9%	9.3%	
	ボランティア・社会奉仕活動	49.1%	2.6%	31.0%	7.2%	10.3%	
	趣味・スポーツ	26.2%	3.3%	16.5%	5.9%	3.3%	
	宗教団体	6.9%	0.5%	2.2%	1.6%	2.1%	
	政党	12.2%	1.4%	5.0%	3.1%	3.3%	
	労働組合	20.6%	1.2%	6.8%	2.6%	9.3%	
7. 主観的貧困(家計の状況)		排除率					参考 (OECD平均)
①主観的経済状況	暮らし向きが大変くるしい	10.0%					
②家計状況	家計が毎月赤字	20.0%					
③貯蓄	「殆どしていない」「まったくしていない」「貯蓄を取り崩している」	41.9%					56%

『社会生活に関する調査』,OECD (2006)

上記の図は社会的排除を指標としたデータである。調査対象は低所得層が多い、首都圏のとある地区が選出された。調査対象者は、当該地区の住民基本台帳から無作為抽出された20歳以上の男女1,600名である。ここにおいて、「十分な食料」「必要な衣類」といった誰が必要と認める基本的項目を除いて、ほとんどの項目においては、それが欠如している理由が「使いたくない」「関心がない」など本人の嗜好によってであるか否かを調査しており、本人の嗜好による場合はその項目の欠如をカウントしていない。また、多くの項目においては、項目が欠如している理由を4つの選択肢(経済的理由、身体的理由、仕事・家族の理由(または地理的・設備上の理由)、その他の理由)で問いているが、どの理由であってもその項目の排除であると見なしている。

2-5. 社会的排除の背景

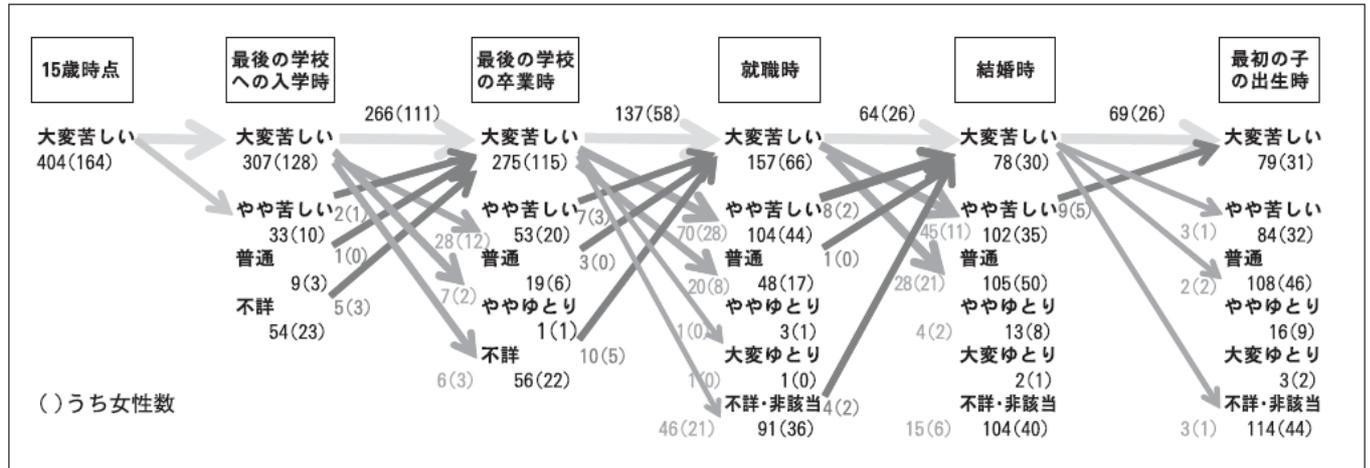
今日では、市場や家族・地域社会は万能ではなく、そのセーフティネットとして社会保障を含む広義の社会福祉が発展してきた。このような社会福祉は、社会的包摂の主要な制度として、労働者諸階層の生活を長期的に安定させるために必要不可欠なものとなっている。

現在では家族の形態や機能が一方では多様化し、他方では単純化した。家族構成員の減少に伴う小規模家族化とともに、離婚率の上昇や母子世帯の急激な増加、つまり2004年から2008年までのわずか5年間で21%、約40万世帯も増加し200万世帯に追っている²など、いわゆる家族解体が進んでいる。しかし同時に注目すべきことは、いわゆるパラサイトシングルと呼ばれる、若者の親族同居に伴う生活全般の家族依存が進行していることである。その数は1000万人と推定されていて、彼らの多く

2 厚生労働省による

がフリーターに代表される不安定就労の給源にもなっている。

2-6.子どもにとっての生きづらさ



(<http://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/19455504.pdf>) 2015/2/13 閲覧

子ども期に貧困を経験した個人が、その後のライフコースの中でいかに生活意識が変化していくのか、ライフコースにおける貧困のダイナミクスを検証する。分析対象は、15歳時点で「大変苦しい」とした個人である。上の図は、彼らが、その後の人生の中で、「大変苦しい」からの脱出と再転落がどの層へ、またどの層から起こっているかを見たものである。ただし、若い世代は結婚や出産といったイベントが発生していない個人も多いので、サンプルは50歳から69歳の個人に限定している。

まず、15歳時点で「大変苦しい」とした404人のうち、266人(77%)は「最後の学校への入学時」時点でも「大変苦しい」としている。次の段階では、この266人のうち「最後の学校の卒業時」にも「大変苦しい」としたのは137人(87%)であることがわかる。同時に、「最後の学校への入学時」に「大変苦しい」から脱出した人々も数名が「大変苦しい」に再転落している。「大変苦しい」から大きな脱出があるのは、就職と結婚時である。それぞれ約半数(50%と45%)が、「大変苦しい」からほかの層に移っている。

結婚しない層、子どもがない層における「大変苦しい」の率が多いと考えられたが、就職時に「大変苦しい」とした人の中で結婚時に「不詳・非該当」となった層はそれほど多くはない(157人中15人)。むしろ、この層においても、多くが結婚時に「やや苦しい」「普通」に移動している。結果として、15歳時に「大変苦しい」とした人の80%は、「最初の子の出生時」には「大変苦しい」以外の層に移動している。すなわち、子ども期に貧困であるとした人も、最初の子どもの出生時まで継続して「大変苦しい」を続ける層はむしろ少なく、大多数はほかの層に移動する。それでもなお、子ども期の貧困体験は、「生きづらさ」を招く傾向が強いといえる。

また、2007年の堺市健康福祉局の調査によると市内の生活保護世帯のうち、過去に生活保護世帯で育った経験があるのは25.1%で、母子世帯ではその割合が40.6%に上るといふ。貧困の世代間連鎖が確実に起きていることが証明されたのである。現代ではさらに、ここに虐待や離婚などの因子が加わり、より一層問題を複雑化させている。この連鎖に一旦入ってしまうと、自分の力で抜け出すのは容易ではない。そのため世代間の連鎖は2世代だけでなく3世代以上にも渡って存在している。まさに貧困が貧困を生んでいるのである。

2-7.まとめ②

- 1 単に経済的に貧しくなるのではなく、制度や地域社会といった人との“縁”からも排除されること。
- 2 個別具体的な社会問題を解決するだけでなく、構造自体に問題があること。

以上2点が現状として導出された。以下の原因分析ではこの様な現状を齎した社会構造、並びに貧困に繋がる問題を分析したい。

3-1.社会的排除の構造

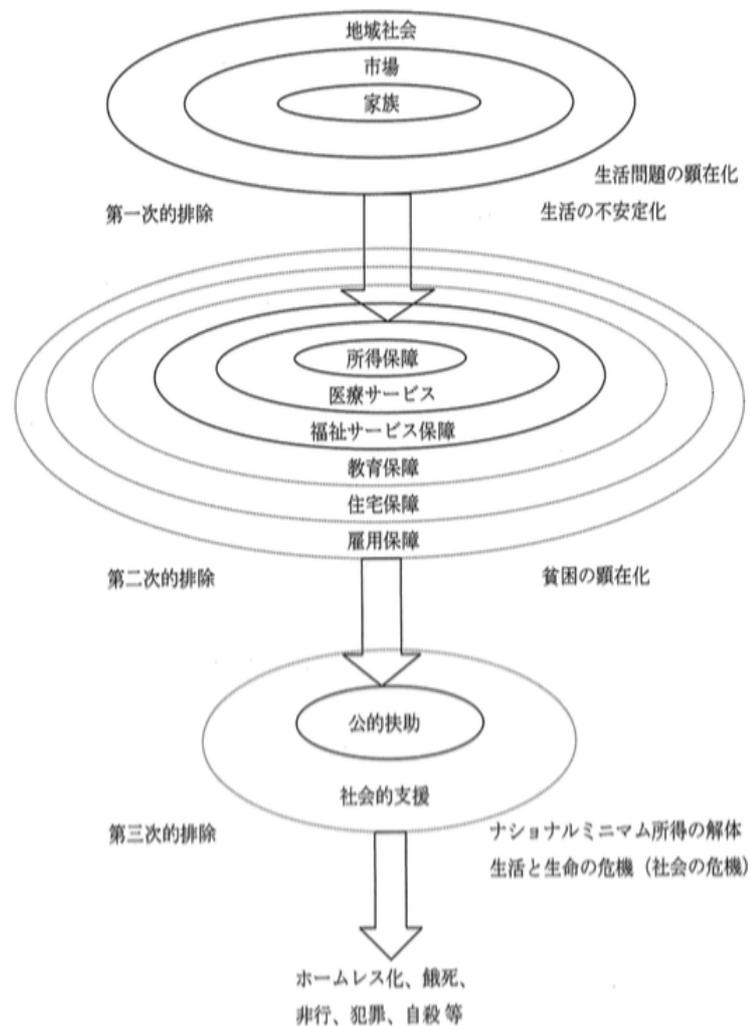
右の図は社会的排除の構造を説明したものである。このような構造から生じる、家族や市場からの排除は、社会的孤立状態に追いやるが多い。社会生活を営む上で地域社会からも排除された存在となり、その生活基盤は不安定なものになる。家族や市場からの排除を、仮に「**第一次的排除**」とすると、この段階では、生活の不安定化・孤立という貧困の特質の一端が現れるが、まだ直ちに低所得・貧困問題に直結しているわけではない。

今日では家族の福祉的機能には限界があり、また市場も万能ではなく、これらの限界や失敗を補う広義の社会福祉が、セーフティネットの役割を担っている。社会的に排除された人々の生活を支えるとともに、所得の再分配を通じて再統合をはかる機能も発揮している。しかし今日の社会的排除の深刻さは、このような社会的統合ないしは再統合のシステムとしての広義の**社会福祉**が、**選別的な排除**を強めている点にある。

ここでいう社会福祉とは、**雇用保障、教育保障、住環境保障、医療保障、所得保障、福祉サービス保障**などの**生活保障システム**である。

しかし日本では雇用、教育、住宅保障を自己責任によって調達することを強いられている。自助努力による高い教育水準の獲得とそれを土台にした「よい企業」への就労、質の高い住環境獲得のために行なわれる、家族ぐるみの総力戦が日々行われている。こうした競争では常に敗退し、脱落し、競争から排除される人々がいる。そして、教育を受ける以前から社会的不利を負った人々がこうした競争によっていっそう不利な状況におかれるのである。この様な構造による被害者が**不登校児³**、**教育格差を被る低所得層の子ども⁴**である。

また、**社会福祉制度**からの排除をここでは「**二次的排除**」とよぶ。市場や地域社会で被ってしまう**社会的不利**を軽減し、**社会統合のシステム**として発達してきた**社会福祉制度**からの排除は、**社会的不利**をいっそう深刻なものにする。彼らの社会生活は**困窮状態**へと下降することが避けられないのであ



3 『2014年度前期研究レジュメ』参照

4 『2013年度後期研究レジュメ』参照

る。その様な人々は、失業状態から抜け出せない失業者、如何に働いても困窮状態から抜け出せないワーキングプアとして、社会に表出している⁵。

3-2 社会に表出した問題の総論

「貧困」を取り巻く、繋がる問題は複合的で多岐に渡る。具体的には**児童福祉の問題、教育の問題、労働の問題、生活保障の問題、発達障害問題**が挙げられる。これら5つの問題は相互に関連しており、別箇に解決されたとしても、現在の歪ある社会構造の中では、「貧困」に陥った人々の「生きづらさ」は改善することは難しい。だからこそ、人々のライフコースに纏わるこれらの問題に着目し、「貧困」を齎す問題を見て行きたい。

3-2-1.児童福祉の問題—機能不全の児童養護施設

現在、家庭に居難くなり、社会的に排除されてきた子どもたちの発達を保障するため、児童福祉法に位置づけられる社会的養護体系として①施設養護系（児童養護施設、情緒障害児施設、児童自立支援施設、乳児院等）、②家庭的養護系（里親・里親によるグループホーム等）が挙げられる。厚生労働省によると、①②に措置されている児童の合計は46468人（2013年）であり、それぞれ人数は①41061人、②5407人である。このように、現在の制度下では、児童養護施設が多くの子どもを担っていることがわかる。家庭に近く、地域に開かれやすいという点では、大規模な児童養護施設よりも里親の方がより排除の克服には近いと考えられる。

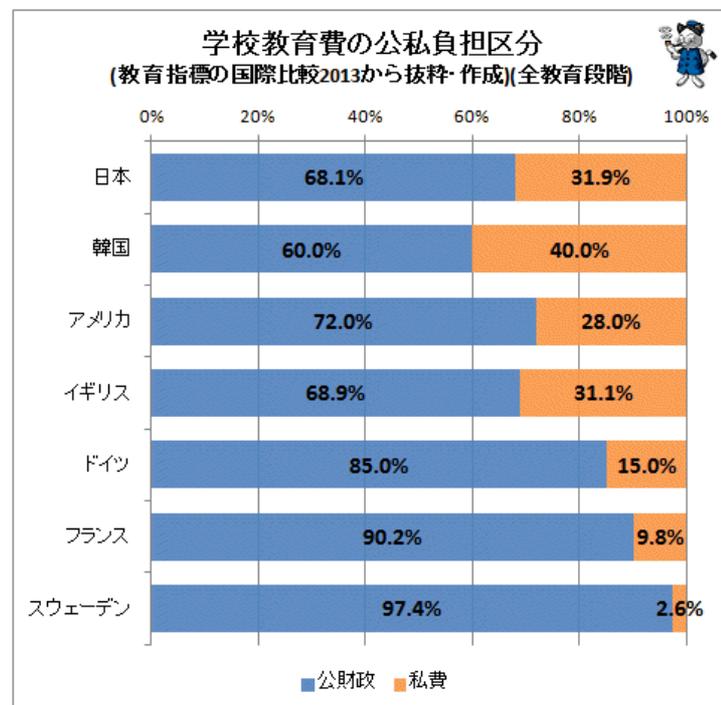
しかし、児童は入所によって、施設内で排除を克服する方向に向かうものの、その途中でむかえる退所によって再び社会的に排除された状況に陥ってしまうのである。東京都社協では、2011年度中に就職により措置解除（高卒、中卒、高校など中退で就労自立）した子ども145名について2012年現在の状況について追跡調査を行っている。学校教育状況は、中卒14.8%（男性17名、女性4名）、高校中退（定時制を含む）15.5%（男性12名、女性10名）、高卒は61.3%（男性39名、女性48名）であり、専門学校中退1名、専門学校卒業6名、その他5名である。この調査によると、**施設退所時と同じ職場で継続して就労をしている者は54.2%**である。雇用形態では、正社員67.6%、パート・アルバイト32.4%である。さらに学歴別に見ると、継続して就労をしている者は、全体54.2%であるのに対し、高卒のみは69.0%であり学歴による格差がみられる。さらに、施設退所後は働き続けなければホームレスにもなりかねない彼・彼女らの実情を考えれば、ここに見る数字以上に厳しい現実に晒されていると推察される。

施設退所後の社会的排除の克服について、施設内で継続的におこなわれていた社会化は退所と同時に途絶えてしまう。労働、住宅などに代表される物理的要件を除けば、元児童の自助努力とそれを支える人・社会的資源が排除克服を維持する条件となる。その様な児童福祉はあまりに無責任と言わざるをえない。児童福祉としての役割を全うすることのみならず、**社会福祉の広範な観点から社会的包摂を考える必要がある。**

3-2-2.教育の問題—教育費

教育が貧困に繋がるのは、公教育の役割が弱まりつ

5 『2013年度前期研究レジュメ』参照



つあることからいえる。「ゆとり」脱却後の2014年現在でも、塾など私教育機関の役割は日々強まりつつあることから、それは疑う余地がない。公教育がやるべき役割を果たさない状態に至ったことに起因するといえる。

それを示すデータとして、右の図でOECD諸国における、教育費の公私負担比率を挙げる。日本の**教育の私費負担⁶比率は韓国に次ぎ第2位**を記録した。これは非常に高い負担率であるといえる。更に、日本では特に高等教育に対する私的負担が多く、**35.4%**と非常に高い数値を記録している。更には、日本の歳出及びGDPと公的支出金を比較すると、日本はOECD諸国最下位レベルと称されるまでに教育費を支出していないのである。

2015年度文部科学省の教育に関する一般会計予算案（文教予算）は4兆676億円と前年度と比較し、120億円ばかりの減額を強いられている。そして、その予算の中でもスポーツの推進、留学や国立大学の推進と比較すると、**奨学金事業、特別支援教育事業など貧困を回避するための費用は予算の面で不利を被っている**。確かに、政府の政策大綱の中には奨学金の拡大等、子どもの貧困を解決するための解決策は講じられているが、非常に困難極まりないと考える。なぜなら、拡大できない予算に加え、**2015年の奨学金事業に関する予算は、無利子奨学金を増員する代わりに、有利子奨学金を減員する**といった案を以て提出しているのである。教育は、**貧困を固定化する機能として、かなり重要かつ深刻さを有している**。だからこそ、**教育はセーフティネットとして、拡充される必要がある**。

3-2-3.労働の問題-社会保険の不適用

失業は貧困の直接的な要因であり、失業中(求職中)の者のほうが全般的に、就業中、又は求職していない無業者よりも、低所得者世帯の割合が高い。駒村康平教授の研究によれば、特に30歳代後半や40歳代後半から50歳代後半の失業世帯は低所得世帯になる割合が高くなっている。失業率のみを見れば、低下傾向にあり、2014年では3.4%まで低下した。ただし、「非正規雇用層」は90年代より恒常的に増加を続けており、正規雇用がパート、アルバイト等の不安定・低賃金の労働に置き換えられた結果、2014年には37.1%を記録した。

若年者に関しては、厚労省によると、15歳から24歳までの若者の失業率は2014年では7.0%を記録している。若者の安定的雇用への機会は確実に減少し、雇用状況は全体的に不安定化、悪化している。また不安定雇用に就いている限りは、企業負担による社会保険制度の適用も限られる・適用されない場合が多く、賃金水準も低い可能性が高い。高齢者、障害者にとっては特に就業機会の確保は非常に困難で閉ざされた状況となっている。身体障害者の就業率は、一般の人の半分前後に留まり、高齢者、または障害者を含む世帯は生活保護受給世帯の8割を占めている。特に、**非正規雇用など社会保険から排除されやすい人々や、社会保険適応外となってしまう長期失業者を重点的に救済する必要がある**。

3-2-4.生活保障の問題—制度による排除

2004年以降、三位一体改革により、国が交付税交付金の大幅な削減を打ち出した。しかし、実際に保護を実施する地方自治体を代表する地方六団体の強い反発にあい、協議の結果、2005年に暫定的に妥協し決着した。この妥協の中には、厚生労働省が打ち出した国民健康保険や生活保護、児童扶養手当の国庫負担率の引き下げが含まれていた。

生活保護財政に関しては、数回の話し合いの末、医療扶助・介護扶助の分離と国の負担率引き下げは撤回されたが、生活保護費について従来どおり国の負担を維持する一方で、児童扶養手当および児童手当の国庫負担率が引き下げられることとなった。この話し合いの中では、生活保護率の地域間格差が何によってもたらされるかについて、国側と自治体側の意見の相違が浮き彫りになった。

6 家庭が費用を負担すること

生活保護費に係る国庫負担金は、地方財政法第10条第4項に「生活保護に要する経費」が法律等によって地方に義務付けられる事務であり、国が全部または一部の負担責任を負うものの一つとして挙げられており、同時に生活保護法第75条は「市町村及び都道府県が支弁した保護費、保護施設事務費、保護施設事務費及び委託事務費の3/4」を国が負担することを定めている。保護費に関して同条は国が市町村及び都道府県が支弁した保護費の3/4を負担すべきことを定めているのであって、生活保護の決定に関する判断権が自治体にあると考えれば、この判断にもとづいて支出された保護費の3/4が国庫負担となる。例えば、自治体が稼働能力や扶養関係を理由とした申請妨害を行わず、生活困窮者に対する生活保障を優先して決定したとしても、その結果生じた保護費の3/4が国庫負担となり、残りの1/4は交付税措置とされているため、保護の間口を広げたとしても自治体財政への直接的な影響は大きくない。厚生労働省はこの点を問題視している。

この3/4という国庫負担率は、それまで多くの社会保障分野の国庫負担が概して8割に統一されていたところ、1985年に負担率が一律削減され、その後一部が回復・恒久化した過程でばらつきが生じ、国が財政的責任の後退に歯止めがかかりにくくなったものと推測される。いったん8割を割った後は、負担率の行方は政治的裁量に依存するようになってしまった。その様な行き詰まりが、生活保護の不十分性を導いている。だからこそ、政治的裁量ではなく、社会的包摂を前提とした生活保障が望ましい。

3-2-5.発達障害問題—不登校になる

自閉症の定義 <Autistic Disorder>

(平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」参考資料より作成)

自閉症とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害であり、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

高機能自閉症の定義 <High-Functioning Autism>

(平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」参考資料より抜粋)

高機能自閉症とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

学習障害(LD)の定義 <Learning Disabilities>

(平成11年7月の「学習障害児に対する指導について(報告)」より抜粋)

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。

学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

注意欠陥/多動性障害(ADHD)の定義 <Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder>

(平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」参考資料より抜粋)

ADHDとは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び/又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。

また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

発達障害の定義は、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と、定義されている。下記は、文部科学省における発達障害の中における主な分類である。

発達障害・発達障害傾向にある子どもは、不登校になり易い傾向にある。不登校の児童生徒の中に発達障害傾向の事例が含まれる割合について奈良教育大学教育実践開発センターによると、鳥取県・東京都・奈良県に通学する発達障害傾向に児童を対象に調査した結果が存在する。それぞれが、特定の地域や病院での調査結果ではあったが、発達障害の児童生徒の内、平均して20%が不登校状態であると結論付けた。また、2011年8月に行われた文部科学省の「不登校問題に関する調査研究協力者会議」では、「不登校の中で発達障害の割合が3割くらいと言われている」としている。

この様に、発達障害の子どもは不登校になりやすい傾向にある。3ページに上げた不登校の分類を参考にしつつ、その理由を以下に説明したい。

仲間集団から孤立しないことに気を使い疲弊してしまう「優等生息切れタイプ」は、PDD傾向にある子どもであるとより影響を受けやすい。思春期の開始期に脆弱性が高まるタイプで、活発な活動に圧倒され、萎縮してしまう「受動型不登校」は、LD傾向がある「甘え依存型」が含まれると考えられる。能動的な生き方をあきらめ、変化や進歩を拒むことで大人に反抗している「受動攻撃型不登校」は、PDD傾向のある「優等生息切れタイプ」に家庭の原因が大きい場合が含まれると考えられる。同じ見かけ、感性、行動を共有しようとする傾向がある思春期の仲間集団から排除された「衝動型不登校」は、PDD傾向があるにもかかわらず、それが軽度であるために性格の偏りと受け止められて、いじめの対象となり、被害者意識が高まり疎外感を強く持ったりしたタイプが含まれると考えられる。以上から、子どもに対する支援は、彼ら個人に対応した支援が必要であるといえる。

4-1.解決の方向性

この目的を達成するため、若者が大人としての地位を獲得することを保障しつつ、同時に若者を社会へと統合していくことが求められる。そこで、EU諸国が掲げている貧困対策の政策をモデルに、日本における解決策を検討したい。この政策は、教育・訓練制度、雇用制度、社会保障制度、住宅政策などの要素によって構成されている。これらの要素の中心に雇用政策が位置づけられる。

①ワークフェア政策

1970年代末に始まる若年者の失業問題に対して、先進諸国はさまざまな取り組みをしてきたが、決定的に有効な解決策があったというわけではなかった。しかし、成人期への移行の時期の達成課題として、職業的地位の確立は不可欠であり、若者を社会へ包摂する条件として「労働市場への統合」がもっとも重要だと認識されている。雇用を通じた福祉(ワークフェア)が雇用政策の基本となっている。

このような共通認識をふまえて、1997年のEUルクセンブルグ雇用サミットで採択された「ヨーロッパ雇用戦略」では、若者の就業支援が指針のひとつに加えられ、各国で若年者雇用に取り組むことが義務づけられた。具体的には、2002年末までにすべての若者に対して、失業状態が6カ月に至る前にニュースタートと呼ばれる教育・訓練プログラムを提供することが協定されたのである。

この間、EU 諸国では、「自立」と「活動」が若者を論ずる際のキーワードになってきた。若者を雇用を通して活性化するワークフェア政策が導入された。これは、権利と責任の概念を用いて若者を活性化しようという積極的労働市場政策である。このような雇用政策は、伝統的シティズンシップからの転換と理解されているが、労働市場への参加を義務とする点で、構造的問題を個人化したという批判もある。ワークフェア政策への志向は各国に共通する傾向であるが、強調点の違いが各国の雇用政策の特徴をなしている。たとえば、イギリスでは「経済活動への参加」(経済的責任を果たすという意味)が強調されているのに対して、スウェーデンやデンマークでは「社会への参加を活性化すること」が強調されている。

②移行政策

以上のように、ワークフェアを前提としながらも、国によって異なる特徴があるが、政策理念にみられる変化には共通性がある。従来は職業訓練をほどこして速やかに雇用へと参入することを促す手法(雇用重視)が中心であったのに対して、移行政策にみられる雇用政策は、フレキシブルな生涯学習が成功へのかぎとする「教育重視」モデルへとシフトしている。

支援の方法も、集団から個人へとシフトしている。若年者向けプログラムの手法は、従来の「集合的プログラム」より、若者の欲求や願望を考慮して設計された「個人発達プログラム」の成功率が高いという諸研究の成果を踏まえ、個人ベースのカウンセリング手法を用いた経歴的指導に力点が置かれている。職業を個人発達の一部分として位置づけ、若者自身が計画を作るのを支援するというスタンスに立ち、ひとりひとりの若者をホリスティックに支援するという手法である。

積極的労働市場政策が個人発達プログラムの手法へと転換したのは、現代の若者の状況とその社会的コンテキストによる。前述の通り、近年の多くの研究や実践のなかから、移行期における失業の危険性とそれと密接に結合している「社会的排除」は、これまで考えられていたより複雑だと指摘されてきた。しかし、非就業の若者を対象とする大部分のプログラムは社会的統合を労働市場への統合へと単純化し、集合的プログラムで対応するために、十分な効果を引き出せていない。この障壁を打破するには、移行システムの構造、背景となる文化・思想、若者自身の生活歴とライフコースをおさえることが必要だと指摘されている。個々人の生活歴に焦点をあて、教育・訓練・福祉・労働市場をより協調させる政策が必要で、これを、「統合された移行政策」と称している。

③若年者労働市場政策の多様化

若年者労働市場は、学校から仕事へのストレートな移行をモデルとする政策だけでは、すべての若者をカバーすることができなくなっている。そこで、移行期の発達を保障するという観点から、若年者労働市場政策の多様化が生じている。

一つ目のタイプは、移行的労働市場を通じての統合という方法である。従来のような有給雇用という形態に至らない、訓練的、ボランティア的性格を帯びた活動を、職業に到達する道筋として位置づけ、こうした領域における積極的活動を支援する政策である。その背景には、有給雇用とその他の生産活動の境界があいまいになってきているという実態がある。若者を職業を通して社会へ統合するにあたって、教育と訓練が重要であるという認識が高まっているのである。ここでいう教育は、フォーマル教育に限らない。むしろインフォーマルあるいはノンフォーマルな学習の有効性が高いと指摘されている。

二つ目のタイプは、ソーシャルサービスとユーザーサービスが若者のための仕事を創出するという方法である。つまり、労働の観点から第三セクターをみなおし、そこでの活動を通して、学習や訓練や雇用へといざない、新たなキャリア観を作り出そうとするものである。

三つ目は、第三セクターを若者の内的動機づくりに効果的なインフォーマル、ノンフォーマル学習を提供できるメリットをもつものとして位置づけ、若者に自信をつけさせながら、若者が自分自身の生活歴を形成するために必要な機会を提供するという方法である。

④コネクションズ・サービス

上記でEUにおける若年者雇用政策の特徴をみたわけだが、イギリスで2001年4月に開始されたコネクションズ・サービスは、近年の若年者雇用政策の特徴をよく現していると思われる。ここではコネクションズを簡単に紹介しながら、政策アプローチの特徴に着目する。コネクションズ・サービスは、大規模な財政を投じて設置された若者支援サービスで、2004年現在イングランド47カ所にある。若者のための整合性のある、一体化した支援戦略として位置づけられている。これまで若者関連の政策・支援にかかわっていた六つの政府省庁や機関・組織、その他の民間組織やボランティアセクター、ユースサービス、キャリアサービスが連携し、複数の専門の異なるスタッフ・機関の協同するマルチ・エージェンシー・チームであることに特色がある。これによって、若者が必要とする支援をひとつに統合しようというのである。対象は13歳から19歳の若者である。具体的なサポートは主に、さまざまな専門性をもつコネクションズ・パーソナルアドバイザーのネットワークによって行われている。パーソナルアドバイザーは、幅広い相談や情報提供を行い、さらに若者の個別ニーズに応じて、多岐にわたる継続的支援をしている。

各地域のコネクションズは、地域に居住する対象年齢のすべての若者に対する責任をもっているが、支援するにあたっては、優先度という点で三つのグループが想定されている。複合的問題をもった若者は優先度が高くと高く、集中・持続的支援が必要である。毎週1回の面接が目安になっている。これに次ぐグループは、学習中断の危機のある若者であり、職業選択やキャリア選択を含む手厚いガイダンスをする。その他の若者は、それほどの支援を必要としない若者で、キャリア・学習・雇用選択に関する情報やアドバイスを行っている。

コネクションズ・サービスにとって、管轄地区の若者の実態を正確に把握することが活動のベースとなる。とくに、管轄地区のNEETの数とその内訳を把握することが重要な仕事である。具体的には、13歳の若者のいる中等学校(中学校段階)での把握がコネクションズの活動の出発点となる。この時点で、とくにリスクがあると思われる者を把握し、ニーズに応じた支援をすることが、将来のNEETをつくらないための条件となる。学校で学業でつまづくこともNEETをつくる原因となっていると認識されている。進学するか就職するかなど進路の分かれ目である16歳を迎えるまでに、職業教育、キャリアガイダンスを行い、適切な進路選択をさせることが、コネクションズ・パーソナルアドバイザーの重要な任務である。学校から離れた者に関しては、学校から地域のコネクションズへと引き継ぎ、とくにリスクのある者に対しては、継続した集中的支援が行われる。NEETにある者に対しては特段の注意をはらい、面接の3カ月後の状態を把握し、もしNEETの状態が続いていれば適切な手立てをとることが、パーソナルアドバイザーの任務となっている。

コネクションズの具体的目標をあげると

- 1 NEET 状態の若者の比率を減少させること
- 2 16 歳で公的資格なしに学校を終える若者の数を減少させること
- 3 低学力の生徒の学力を引き上げ、また不登校生徒を減らすこと
- 4 義務教育後の進学者を増やすこと
- 5 未婚の母、施設出身者、犯罪歴のある者の ETT (Young people in Education、Employment or Training)の割合を増やすこと

6 薬物使用者へのサポートを増やすこと

4-2-2.日本はどうするべきか

本稿で述べてきた EU、イギリス、スウェーデンの NEET、アウトサイダー問題は、社会的排除をされた若年実業者が中核にあることを再度確認しておく必要がある。若年失業者とは、まさしく学校にも雇用にも職業訓練にも就いていない人々である。しかも、社会的排除に陥りやすい若者の移行プロセスが、失業、職業訓練、雇用の間を行きつ戻りつの非線形の移行パターンを取っていることが、多くの研究によって指摘されてきた。その際、失業という概念は、日本のように「働く意志があって求職活動をしている」失業だけに限定して使ってははいない傾向がある。

失業状態にある若者のなかには、支援サービスの対象となって求職中の者もいれば、それが長期化して潜在化(求職活動をしない状態)した者もいる。また、時間軸でみれば、求職活動をしている時期(アクティブな状態)と、しない時期(インアクティブな状態)とが交錯しているのが実情である。

EUでは6カ月以上失業状態で放置しないことを申し合わせ、各国が具体的施策を講じてきたことはすでにみてきたとおりである。スウェーデンの「若者保障」はその期間がより短く、3カ月である。このように、無業のまま放置せずに、「失業」へとシフトさせ、その後の相談支援や職業訓練プログラムを経て求職活動へと向かわせる施策を実施している国と、そのような施策がほとんどなかった日本では、無業・失業の実態が異なっている。日本のように若年失業者対策のためのしくみをもたない状態にあっては、生計維持の責任のない若者は、失業者ではなく無業者になりやすいことは想像できる。とくに、高校中退者や高卒者の年齢からして、若者の過半数が働きはじめる20代中盤までは無業のまま放置されやすい。

労働政策研究・研修機構が実施した周辺のフリーター調査によれば、彼ら、彼女らは、高校非進学、学校中退、卒業時に就職活動をしない、就職できない、早期離職、離職・離学後のアルバイト選択などいくつかの段階で正規就業への経路から離れ、その過程で期間の長短はあれNEETの状態を経験している。彼らの状況は、イギリスのNEET研究における指摘と一致している。

日本型の移行期は、子どもの教育責任をもっぱら親に負わせる日本社会の構造と切り離しがたい。若者の貧困化が隠される日本社会では、真に問題を抱えた若者が存在していることが認識されるのに時間がかかる。親が子どもの移行を支えられない家庭が、どこにどの程度存在しているのかが明らかになりにくい。このことは、EUの若年者雇用政策の対象年齢が10代から20代前半であるのに対して、日本が20代から30代前半に及んでいることにも表れている。日本の若者の困難が、20代の中盤以降でないと顕在化しない社会的文化的環境と無関係ではない。

社会階層の違いにかかわらず、不安定就労期間が長くなるにしたがって、将来に対する悲観的意識が生まれる。彼らの低い所得水準では親との同居生活が30代に及ぶ可能性がある。もし一人暮らしをすれば、最低生活に近い状態になるだろう。自分自身の家庭をもつことも自明とはいえない状態にある。

こうした状況を打開するためには、学校や企業ではない公共的な支援システムを充実し、学校、家庭、企業と連携を取りながら、職に就くための支援をするシステムを確立する必要がある。とくに、危機に直面している若者がかかえている複雑な諸問題に対する総合的な支援が必要と思われる。

4-2. 締めにかえて

以上より、貧困の解決を志向する際、まず、社会に表出している**児童福祉、教育、労働、生活保障、発達障害の5つの問題に目を向ける必要がある**。これらは全て貧困の原因であり、貧困の結果でもある。そして、それは連鎖され、後の世代にまで引き継がれ、深刻化する。

現代社会はライフコース、ニーズが多様な社会である。そこでは、社会にとっての「良いもの」は失われた。そこでは「良いもの」を判断する基準となる自分すらも見失いがちである。しかし、それは誤りではない。失敗かもしれないが、それは無益とは断定できない。それを体験することも、有益な経験といえるかもしれない。そのために、人々は抑圧されてはならない。それは、貧困にも障碍にも束縛・規定されないことを意味する。そこでは、仮に行動の結果として失敗しても、社会に再び帰ることが許されることが求められる。「

今回、上の項で挙げた5つの問題を表層的に解決したとしても、イタチごっこ的に次から次へと問題が表出してくる。それは、現在の社会構造がこの様な社会的弱者を覆い隠してしまう、問題を見逃すことを看過してしまうからである。

一例として、インターネットを通じて売春をし、住所を転々としている女性の話がある。彼女はもう20代半ばにもなる年頃で、稼ぎは生活することに精一杯といえる水準である。そんな存在は日本では統計上認知されていないが、存在は推察される。だが、彼女みたいな存在は私達にとって、「可視化」されているだろうか。統計データではこの様な人達は「その他」と称される。すなわち「不可視」なのである。確かに、この売春の主体が少女であれば、それは違法性を強く孕んだ問題であり、保護の正当性が非常に強いために表出した問題といえる。しかし、「不可視」となった彼女は、社会に表出した問題とは言い難い。売春して生活を維持することを、想像することはできるかもしれない。しかし、生きていく人間としての、彼女らを想像できるだろうか。

だからこそ、社会構造の問題が残存している限りでは貧困問題を完全に解消することは難しい。全ては環境に規定され、今もなお貧困に陥る人々は社会の不条理に圧迫されている。本レジュメ内でも幾度に渡って述べてきたが、日本社会は一度転落したら再チャレンジすることが困難な社会である。それが、社会的排除を生み出し続けている根本的原因なのである。転落の時期は、人により様々である。そして、それは環境により規定されていることは疑い得ない。それは、養育者から愛着を受けられない、周りの集団から排斥される、望む教育を受けられないことである。これは全て環境に起因する。つまり、一般的に当たり前とされることができないことである。当たり前ができないことは、この社会では「生きづらさ」を齎す。発達障害などが分かりやすい一例といえるだろう。この様に、家族に、周囲の人々に、制度に排除された人々は「貧困」状態にあるといえる。

人間にとって失敗はつきものである。そしてその失敗とは次の成功の母となり得るものでもある。だからこそ、あらゆる経験をする中で、自分の価値観に従ってより良いと思えるものを追い求めていくべきである。そのためには、失敗をした個人に対し、社会がすべきことは、見過ごすことではなく、手を差し伸べることにある。

以上

参考文献

厚生労働省(2006～14)『国民生活基礎調査結果の概要』

厚生労働省(2014)『社会的擁護の現状』

林正義(2008)『地方財政と生活保護』東京大学出版会

阿部彩(2007)「日本における社会的排除の実態とその要因」『季刊社会保障研究』第43巻第1号、(2007.6.25)、p.27-40.

阿部彩(2011)「子ども期の貧困が成人後の生活困難(デプリベーション)に与える影響の分析」『季刊社会保障研究』第46巻4号(2011.3.31)、pp.354-367.

岩田正美(2008)『社会的排除 参加の欠如・不確かな帰属』有斐閣

岩田正美、西澤晃彦編(2005)『講座・福祉社会第9巻 貧困と社会的排除 福祉社会を蝕むもの』ミネルヴァ書房

樋口明彦(2004)「現代社会における社会的排除のメカニズム」『社会学評論』217号 日本社会学会

小西祐馬(2006)「子どもの貧困研究の動向と課題」『社会福祉学』第46巻第3号 日本社会福祉学会

石川元(2007)『アスペルガー 歴史と現場から究める』至文堂

門脇厚司(1999)『子どもの社会力』岩波新書

鈴木大介(2014)『最貧困女子』幻冬社

保坂渉、池谷孝司(2012)『ルポ 子どもの貧困連鎖』光文社